規制改革会議 公開ディスカッション終了後記者会見録

1. 日時: 平成27年2月12日(木)17:43~17:53

2. 場所:中央合同庁舎第8号館1階S106記者会見室

○司会 それでは、ただいまから、本日行われました公開ディスカッションの岡議長、長 谷川委員の記者会見を始めたいと思います。

それでは、よろしくお願いします。

○岡議長 今の公開ディスカッションを傍聴いただいていた方が多いと思いますので、プレゼンテーターの方々がどういうお話をしたかについては、あえて繰り返す必要はないと思います。その後の意見交換を活発にやらせていただきましたが、会場の一般傍聴の方の手が挙がらなかったのがちょっと残念だったなと思っています。

いずれにせよ、最後に長谷川さんにまとめていただいたことに尽きるのかなと私は思います。要すれば、今回の公開ディスカッションのテーマである「多様な働き方」、すなわち多様な働き方が選択できるようなシステムをつくる共通認識は、一人一人が多様な働き方によって能力が発揮できる。そのような社会にしていきたいということで、それをもう少し掘り下げて言いますと、企業と働き手の関係において、働き手の方から、今、申し上げたようなことが実現できる社会であり、システムができることが望ましいわけでありますが、同時に企業側から見ても、そのような多様な働き方を活かせる対応をしていかないと企業の成長はおぼつかない。もっと言うと、持続性にも問題が出てくるのではないか。このようなところであったのではないかと思います。

今日、そのような共通認識が持たれたわけですが、それを実現するための具体的な方策と言いますか、制度と言いますか、そういったものについて、我々としては、今日の話も参考にしながら、取りまとめていきたいと思っているところでございます。

企業側がマネジメントをしっかりしなければいけないという意見がたくさんありました。 そのとおりであろうかと思いますし、同時に、多様な働き方と言っても、一人一人が、自 分のセールスポイントはここにあるのだからこういう働き方をしたいのだと、働き手の方 も自分の働き方を見きわめて、そういったところを企業側に訴えることも必要なのかなと。 そういう意味では、働く方と企業側の関係は、どなたかが言っていましたけれども、上下 関係ではなくて、正にパートナーシップであるという意見に私も非常に感ずるところがご ざいました。

長谷川さん、フォローをお願いします。

○長谷川委員 多様化しないと企業がそもそも再建できなかったというのが万協製薬さんのメッセージだったと思うのです。そのことを裏側で考えると、経団連さんが挙げた2つのメーカーと商社の事例というのは、多様化させるとむしろチャンスが生まれる。こちら

がこれから前向きに受け止めるべきメッセージだろうと私は思いました。

ところが、余り明るい話ばかりしていても何ですけれども、中野弁護士がおっしゃったことでやはりとても重要だなと思ったことは、なぜ長時間労働になるのかという点で、隙間の仕事が実はたくさんあるのだと。そのために、隙間の仕事をどんどんやっていくと、長時間労働に巻き込まれている。そういう現状が一つあるということと、もう一つちらっとおっしゃったことは、効率の良い仕事をすると、むしろ評価されない現状もある。むしろそういう会社の方が多いのかもしれない。そう根づいている文化を、いやいや、そういうことではなくて、手際良く、効率的に仕事をしていく人あるいは部署こそが評価されるのだと。こういうようにどうやって変えていくのか。ここが大きな問題なのだと思いました。その辺りは経団連の方も十分御認識のようですし、連合さんも労働者には制約がますます増えてきているのが現状だという認識から出発されているわけですから、いずれにせよ、多様化した働き方をどうチャンスと捉えて広めていくかが、産業界のみならず、もちろんこれは政府の仕事なのかなと改めて思ったということでございます。

○岡議長 ありがとうございました。

イントロダクションはここまでとしまして、皆様方からの御質問があればと思いますが、 いかがでしょうか。

- ○記者 多様な働き方そのものを否定する者は全くいないと思うのですが、これから 6 月 の取りまとめに向けて議長の頭の中には法律改正も含めて、具体的に幾つぐらい、どのようなポイントが現時点でおありになるのでしょうか。
- ○岡議長 私どもとしては、正に今日のお話も踏まえて、来月、再来月にかけて会議の中で議論を深めようと思っています。したがって、今、御質問のこういう法改正をと、既に決まったものは私自身まだイメージしておりません。ただ、一つ言えることは、私どもが「多様な働き方」と、非常に幅広く言っていますけれども、今まで規制改革会議が取り上げてきた、例えば、派遣労働者、ジョブ型正社員あるいは限定正社員といったことも含め、もろもろもう一度、包括的に整理をしてみようかなと思っていまして、その過程においてと言いますか、その先のところにおいて、もう一つこういう法的な部分の改正が必要かなというものが出てくる可能性はあると思うのですけれども、御質問のようなものがあるのですよと言うところまで議論が詰まっておりません。これからでございます。
- ○司会 他に何かございますでしょうか。
- ○記者 今日はありがとうございました。

今日の特に連合と経団連のやり取りなのですが、今日の話を聞いている限り、両者の違いがよく分からないのです。御存じのように、労働政策審議会を中心にした労働基準法改正の報告が間もなく出ますけれども、あの場を見る限り、両者が全くかみ合わないですね。改正案は、ここで言うそれこそ多様な働き方を促進する法改正の一環だと見ているわけですが、連合は猛烈に反対しています。労働者派遣法も反対しているのですが、それぞれの立場からの言い分を規制改革会議側としてはどう御覧になっていますか。

○岡議長 私どもとしては、今、労政審で議論されているのは、今回、我々が取り組もうとしている「多様な働き方」という大きなテーマの中の極めて限定された部分の話と位置付けております。しかし、あれが出来上がるか、出来上がらないか、注目しているわけですが、もしまとまれば、少なくとも、今までのところから一歩か半歩か、評価は分かれると思いますけれども、少なくとも前進ではあると評価したいと思います。ただ、極めて限定的なところでの議論であって、もっと現実は幅広い、正に多様ないろいろな働き方が必要な世の中になっているのではないのかと認識しておりますので、今、御質問のことについては、前向きな話ではあるけれども、極めて限定的であると思います。限定的であるけれども、逆の言い方をすれば、まとまっていただいた方が前に進むことになるのかなと。ちょっと変な言い方ですが、そのように思っております。

○司会 他にございますか。

それでは、これ以上ないということであれば、終わりにしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございました。

○岡議長 どうもありがとうございました。